

日本アーカイブズ学会認定 SIG に関する要領

1 目的

この要領は、会則第 22 条の規定に基づき、会員の自主的なグループ活動を認定することにより、その活動を支援し、会の目的の達成に寄与する場を作ることを目的とする。

2 認定グループの名称

(1) この要領に基づいて認定する自主活動グループの名称は「日本アーカイブズ学会認定 SIG」とする。

なお、「SIG」は「Special Interest Group スペシャル・インタレスト・グループ」の略称である。

(2) 認定を受けたグループは、その活動にあたって「日本アーカイブズ学会認定 SIG」（以下「SIG」という。）の名称を使用することができる。

3 活動期間

活動期間は、原則として 2 年以内とし、更新することができる。

4 認定の要件

(1) アーカイブズ学上の課題に取り組むものであること。

(2) 3 名以上の構成員から成り、その過半数が本学会の正会員であること。

5 認定の申請

(1) グループに幹事 1 名を置き（本学会の正会員に限る。）、申請は別に定める方法により、幹事が行うものとする。

(2) 申請の受付は毎年度 1 回以上行い、受付期間は、別に定める申請要項による。

6 審査及び認定

会則第 15 条に規定する委員会（以下「委員会」という。）は申請の内容に基づき認定の可否を審査する。審査の結果は会長より申請者に通知する。

7 活動の報告と公表

(1) 幹事は、活動期間中の定められた時期に年次活動報告書を委員会に提出するものとする。

(2) SIG の名称及び活動等は、総会資料、ウェブサイト、機関誌等で公表するものとする。

8 学会からの支援

(1) 本学会は、SIG に対して活動の広報等の支援を行う。

(2) 活動費の助成など、新たな予算を伴う支援は行わない。

9 委員会への届出

- (1) 幹事、連絡先の変更が生じた場合は、その旨を速やかに委員会に届け出るものとする。
- (2) 公開研究会の開催など、SIG の名称を用いて対外的な活動を行う場合は、事前に委員会に届け出るものとする。

10 認定の更新

- (1) 認定の更新を希望するグループは、別に定める方法で更新を申請する。
- (2) 委員会は申請の内容をもとに更新の可否を審査する。審査の結果は会長より申請者に通知する。

11 認定の取消し

本会の目的に反する行為のあった SIG、または本会の名誉を著しく傷つけた SIG に対しては、委員会の議決によって会長は、認定を取り消すことができる。

12 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

- 付記
- 1 この要領は、2023年度総会を経て、2023年5月20日開催の第213回委員会において定められた。
 - 2 委員会は、この要領の制定後2年度を目途として、実施の状況を勘案しつつ検討を加え、必要に応じて、要領の改正や総会への提案などの措置を講ずるものとする。